

令和7年度 過疎地域持続的発展支援事業 募集要領

総務省自治行政局過疎対策室

1. 趣旨

過疎地域は、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面している。

本事業は、過疎地域における情報通信技術（以下「ICT等技術」という。）を活用した事業や過疎地域の持続的発展に資する人材の育成事業（以下「人材育成事業」という。）に対し、過疎地域持続的発展支援交付金を交付して支援することにより、当該地域の持続的発展を図るものである。

2. 交付対象団体

（1）本交付金の交付対象は、次の①～④に該当する団体とする。

- ① 過疎地域の持続的発展のための支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により公示された過疎地域を有する市町村（以下「過疎地域市町村」という。）
- ② 過疎法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、同法附則第7条第1項及び同法附則第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）
- ③ 構成団体の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等
- ④ 都道府県（過疎地域市町村の住民を対象として過疎地域市町村等と連携して実施する場合）

（2）同一の団体からの提案は、1件に限ることとする。ただし、上記（1）①に該当する市町村としての提案とは別に、当該市町村を構成団体とする同③に該当する一部事務組合等が提案を行うことは可能とする。

3. 募集する事業

（1）事業内容

①ICT等技術活用事業

- ・過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱（令和6年3月28日付け総行過第24号。以下「交付要綱」という。）第4（1）アに規定する事業とする。
- ・実施例
デマンド交通や日常生活品購入に係るシステム等の構築、ドローンを活用した買物等の生活支援、オンラインでの健康相談、集落等のテレワーク環境整備、アプリを活用した災害情報などの生活情報配信、センサーを使った鳥獣対策、実証実験の実施 など

②人材育成事業

- ・交付要綱第4（1）イに規定する事業とする。
- ・実施例
外部からのアドバイザーの招聘等を通じた研修、先進地の視察、住民も含めた関係者間での活動方策の検討など
- ・都道府県が実施する場合、複数の過疎地域市町村等と連携して実施する事業とし、

具体的には、地域のリーダーの育成、交流、分野別の人材育成研修等とする。なお、地域のリーダーには、様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材等が考えられる。

- ・事業内容の検討に当たっては、「新たな過疎対策に向けて～過疎地域の持続的な発展の実現～」(令和2年4月17日過疎問題懇談会)4(2)③ア「地域、住民、学校の連携による人材の育成」等の記載内容も参考にされたい。

(2) 交付対象経費

- ・提案に係る取組の実施に要する経費に限り、具体的には、当該取組の実施につき必要となる調査費、会議費、消耗品、印刷製本費、通信運搬費、システム設計・開発費、借料、旅費、リース料、固定資産の購入費等とする。
- ・人材育成事業に係る固定資産購入費に対して交付できる額は、市町村等が実施する場合にあっては、交付限度額の1/2以内の額とし、交付対象経費の総額が交付限度額に満たない事業の場合は、当該交付対象経費総額の1/2以内の額とする。都道府県が実施する場合にあっては、交付対象経費の1/2以内の額とする。
- ・以下の経費は対象とならない。

用地取得費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費（人件費）、提案のあった取組の実施に直接必要となる経費以外の経費、令和6年度内に実施されない取組に係る経費、国等により別途補助金や委託費等が支給されている取組に係る経費等

(3) 実施期間

本事業として実施する取組は、令和7年度中に実施可能なものとし、原則として、翌年度に繰り越すことはできない。

また、複数年度に渡る事業であっても、交付対象となるのは、令和7年度内に実施されるものに限るので注意すること。

(4) 交付金の対象となる取組の実施地域

交付金の対象となる取組の実施地域は、原則として、過疎法第2条第2項の規定により公示された過疎地域及び同法附則第5条第1項に規定する特定市町村とする。なお、過疎法第3条第1項及び第2項並びに第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）に基づき過疎地域とみなされる区域（いわゆる「一部過疎地域」）又は同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村とみなされる区域を有する市町村の場合は、当該過疎地域又は特定市町村とみなされる区域において実施される取組に限る。ただし、過疎地域又は特定市町村とみなされる区域とそれ以外の区域で一体的に実施される取組については、当該過疎地域とみなされる区域の課題に対応するための取組であれば、対象とする。

(5) 選定に関する方針

本事業は、予算の範囲内で対象となる取組を選定する。本事業で選定対象とする取組は、提案のあった取組の1件当たりの交付対象経費の合計が交付額ベースで500万円以上の取組とする。また、交付対象経費の上限額は、2,000万円とす

る。なお、複数団体で共同実施する場合は、各団体の交付対象経費を合算した額の上限額を2,000万円とする。

(6) 選定方法

有識者による審査の結果（評価）を踏まえ、総務省自治行政局過疎対策室において総合的に判断し選定する。なお、必要に応じて事業内容について確認を行うことがあるので留意すること。

(7) 評価項目

以下の項目を基に、総合的に評価を行う。

【先進性】

- ・先進的な視点や独自の発想に基づき、過疎地域における喫緊の課題に対応する取組であるか。

【主体性】

- ・自治体が主体的に取り組む内容になっているか。

【実現性】

- ・事業計画が十分に練られ、実現可能な内容となっているか。

【継続性】

- ・次年度以降も継続して発展的な展開が期待できる取組であるか。

【実効性】

- ・直面する課題に対して効果的な取組であるか。
- ・他の地域への波及効果が見込める取組であるか。

【適格性】

- ・単なるイベントなど単発的な取組ではないか。
- ・光熱費や燃料費など内部管理的な経費が多くを占めていないか。
- ・公序良俗に反するものではないか、特定の個人又は法人等に特別の利益を与えるものではないか。

4. 留意事項

- (1) 過疎法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画（都道府県にあっては、過疎法第9条に定める過疎地域持続的発展都道府県計画、以下「過疎計画」という。）に記載された事業を対象とする。

過疎計画に記載がない場合は、当該事業について令和7年度中に過疎計画に記載する旨の確約書を提出することとし、実績報告書の提出までに応募した事業を記載した過疎計画を提出すること。

- (2) 補助事業者として、法令等に従い、事業の進捗管理を含めて善良な管理者の注意をもって補助事業を適確に行うこと。
- (3) 委託先から更に別の委託先に再委託することは原則として行わないこと。なお、真にやむを得ない事情により、再委託を想定している場合は、当該再委託が特に必要である理由を様式6に記載の上、提出すること。
- (4) 事業完了後の状況について、フォローアップ調査を行うので留意すること。
(N年度事業について、N年度末（N年度分）、N+2年度夏（N+1年度分）、N+3年度夏（N+2年度分）に調査予定。）
- (5) 提案書類の提出後から期限までの間に、提案事業の内容に変更があった場合は、

直ちに連絡すること。

5. 提出書類

(1) 以下の様式等を調製し、メールで提出すること。

- ①様式1「応募書類」
- ②様式2「事業実施計画工程表」
- ③様式3「概算事業費見積表」
- ④様式4「概要図」
- ⑤様式5「目標達成評価シート」
- ⑥様式6「委託・再委託理由書」 ※該当がある場合のみ
- ⑦参考資料
- ⑧①～⑦を結合したPDF ファイル

(2) 様式4については、様式1～3の内容をもとに、事業の概要資料を作成すること。

(3) 様式6については、真にやむを得ない事情により、委託・再委託を想定している場合に作成すること。

(4) 参考資料については、選定の参考とするため、以下のものを提出すること。なお、様式は任意のもので構わない。

- ・事業の実施地域の状況がわかるもの（地図、人口減少等の現状がわかる資料 等）
- ・一部事務組合等で実施する場合の当該団体の構成、活動内容、規約等